

提出書類について 【2.3号認定】

提出締切日	令和5年4月新規入園	☆市内の保育園・認定こども園を利用する場合 →9月16日(金)～30日(金)までに各園へ提出してください。
	令和4年度からの継続児童【現況届】 ※保育認定(2.3号認定)	☆他市町村の保育園・認定こども園を利用する場合 →9月16日(金)～30日(金)までに安中市役所子ども課へ提出してください。
	令和5年5月以降入園(毎月1日)	入園月の前月15日までに入園を希望する園に提出してください。
	認定区分・時間区分を変更する場合	変更を希望する月の前月15日までに在籍している園へ提出してください。

令和5年度新規入園する場合は、教育・保育給付認定申請と入園申込にあたり、以下の書類を**第一希望の園に提出**してください。

令和4年度からの継続児童のうち、保育認定(2.3号認定)を受けて在籍している場合は、**在籍している園に現況届を提出する必要があります(転園する場合は、令和5年度新規入園と同様の手続が必要となります)**。

各様式は、市のホームページからもダウンロードできます。

市ホームページ > 生活ガイド > 育児 > 令和5年度 保育園・幼稚園・認定こども園の入園児を募集します

※提出いただいた書類はお返してきませんのでご注意ください。

※下表で必要書類があるか確認し提出してください。

不足書類がある場合は、認定できない場合や保育料等が減免にならない場合もあります。

○保育園、認定こども園(保育部分:2号・3号認定) 利用の場合

		様式 (入園案内のページ)																																		
A	施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書	30～31ページ																																		
B	個人番号(マイナンバー)申告書【新規入園のみ】	34～35ページ																																		
	転入者の場合 個人番号(マイナンバー)を利用し情報連携をすることで転入前の市町村から税情報を取得します。税情報を取得することができなかった場合は右記証明が必要になります。	令和4年1月1日に安中市に住民登録がなかった方 令和4年度所得課税証明書																																		
		令和5年1月1日に安中市に住民登録がなかった方 令和5年度所得課税証明書																																		
C	保育の必要性を確認するための書類 ※父親分・母親分について、下記のいずれかの書類が必要となります。																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>認定事由</th> <th>必要な提出書類</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①就労 現在育児休業中 春に復帰予定</td> <td>就労証明書</td> <td>38～41ページ</td> </tr> <tr> <td>就労証明書 ※「復帰日」「復帰してからの就労時間」決まっていない場合はご相談ください。</td> <td>38～41ページ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②妊娠・出産</td> <td>申立書</td> <td>42ページ</td> </tr> <tr> <td>母子手帳の写し(表紙・分娩予定日の記載ページ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③疾病・障害 ④介護・看護</td> <td>申立書</td> <td>42ページ</td> </tr> <tr> <td>医師の診断書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳 等</td> <td>44ページ</td> </tr> <tr> <td>⑤災害復旧</td> <td>必要な提出書類は子ども課にお問い合わせください。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥求職活動</td> <td>申立書</td> <td>42ページ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑦就学</td> <td>申立書</td> <td>42ページ</td> </tr> <tr> <td>在学証明書 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑧育児休業</td> <td>就労証明書</td> <td>38～41ページ</td> </tr> <tr> <td>育児休業中の保育園・認定こども園利用継続申立書</td> <td>43ページ</td> </tr> </tbody> </table>	認定事由	必要な提出書類	様式	①就労 現在育児休業中 春に復帰予定	就労証明書	38～41ページ	就労証明書 ※「復帰日」「復帰してからの就労時間」決まっていない場合はご相談ください。	38～41ページ	②妊娠・出産	申立書	42ページ	母子手帳の写し(表紙・分娩予定日の記載ページ)		③疾病・障害 ④介護・看護	申立書	42ページ	医師の診断書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳 等	44ページ	⑤災害復旧	必要な提出書類は子ども課にお問い合わせください。		⑥求職活動	申立書	42ページ	⑦就学	申立書	42ページ	在学証明書 等		⑧育児休業	就労証明書	38～41ページ	育児休業中の保育園・認定こども園利用継続申立書	43ページ	
認定事由	必要な提出書類	様式																																		
①就労 現在育児休業中 春に復帰予定	就労証明書	38～41ページ																																		
	就労証明書 ※「復帰日」「復帰してからの就労時間」決まっていない場合はご相談ください。	38～41ページ																																		
②妊娠・出産	申立書	42ページ																																		
	母子手帳の写し(表紙・分娩予定日の記載ページ)																																			
③疾病・障害 ④介護・看護	申立書	42ページ																																		
	医師の診断書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳 等	44ページ																																		
⑤災害復旧	必要な提出書類は子ども課にお問い合わせください。																																			
⑥求職活動	申立書	42ページ																																		
⑦就学	申立書	42ページ																																		
	在学証明書 等																																			
⑧育児休業	就労証明書	38～41ページ																																		
	育児休業中の保育園・認定こども園利用継続申立書	43ページ																																		
A'	施設利用者負担額(保育料)減免または副食費免除判定に係る申請欄(下記対象者のみ) 下記添付書類も必要となります	31ページ																																		
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>①ひとり親家庭(未婚・離婚・死別)</td> <td>戸籍謄本 または 福祉医療費受給資格者証の写し ※離婚協議中の場合は、ご相談ください。</td> </tr> <tr> <td>②在宅障害児(者)のいる世帯</td> <td>障害者手帳等の写し</td> </tr> <tr> <td>③第3子目以降の児童</td> <td>世帯全員分の保険証の写し(その他必要な書類)</td> </tr> </tbody> </table>	①ひとり親家庭(未婚・離婚・死別)	戸籍謄本 または 福祉医療費受給資格者証の写し ※離婚協議中の場合は、ご相談ください。	②在宅障害児(者)のいる世帯	障害者手帳等の写し	③第3子目以降の児童	世帯全員分の保険証の写し(その他必要な書類)																													
①ひとり親家庭(未婚・離婚・死別)	戸籍謄本 または 福祉医療費受給資格者証の写し ※離婚協議中の場合は、ご相談ください。																																			
②在宅障害児(者)のいる世帯	障害者手帳等の写し																																			
③第3子目以降の児童	世帯全員分の保険証の写し(その他必要な書類)																																			
D	管外保育希望理由書(他市町村の保育施設を希望する場合のみ)	45ページ																																		